

公共調達における基本的な枠組みについて

公共調達に係る基本的な枠組みについては、国においては会計法で、地方公共団体においては地方自治法で定められているところであり、概要は、以下のとおりとなっている。

1. 契約の原則

- (1) 会計法においては、一般競争入札が原則とされている。契約の性質等に応じ、指名競争入札、随意契約によることもできる。
- (2) 競争参加資格については、必要に応じ発注者が定めることができるとされている。

2. 最低価格自動落札

- (1) 最高又は最低の価格で入札した者を、契約の相手方とすることとされている。
- (2) 落札となるべき価格の入札が複数あるときは、くじで落札者を決定することとされている。
- (3) この原則の例外として、以下の事項がある。

① 総合評価制度

契約の性質等に応じ、価格その他の条件が最も有利な者と契約することができる。なお、国にあっては、あらかじめ財務大臣と協議を行う必要がある。

② 低入札価格調査制度

契約の相手方となるべき者の入札価格が、一定水準以下の価格である場合には、適切な履行が可能かどうか調査を行い、調査の結果に応じ、次順位者と契約することができる。

③ 最低制限価格制度

地方公共団体においては、必要に応じ最低制限価格を設定することができる。

3. 予定価格制度（上限拘束性）

- (1) 予定価格の制限の範囲で入札した者でなければ、契約の相手方とはできない。上記の総合評価を行った場合でも同様。
- (2) 国においては、予定価格を秘匿して入札を行うこととされている。

会計法命令・地方自治法令対照表

事項	会計法	予算決算及び会計令	地方自治法	地方自治法施行令
	<p>(予定価格の決定方法)</p> <p>第80条 する事項のうち、競争入札に付する定めし、は、格の総額ならびに付して起たる期間、加工、売場にてする定期的、修理、契約の目的としてする製造、使用等を定めることとする。</p> <p>2 ある物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>(落札者の決定)</p> <p>第83条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かれない者がいるときは、これに代わって入札事務に關係するこのない職員にくじを引かせる。</p>	<p>(一般競争入札のくじによる落札者の決定)</p> <p>第167条の9 普通地方公共団体の入札をは、直ちに、当該入札者をくじを引かせて落札する。この場合におけるくじ引きは、このうる当該入札者がある当該入札者をあらざる者は、くじを引かせることとする。</p>		

